

## 東日本大震災から、一日も早い人間復興の実現を求める決議

- 1 東日本大震災津波から2年半が経過した。しかし、公営住宅の建設、高台移転、区画整理等住まいの再建やまちづくりは遅々として進んでおらず、生業（なりわい）や就労を確保するために必要な事業の再建、医療施設・社会福祉施設の再建の歩みもあまりに遅いと言わざるを得ない。

岩手県が今年3月に行った調査によると、復興が遅れていると感じている県民は、昨年より12.6%も増加し、72.2%に達している。また、被災者は早急に実現を求める事項として「被災者が安心して暮らせる新たな住宅や住宅地の供給」、「震災による離職者の再就職に向けて取り組み」そして「被災した医療機関や社会福祉施設などの機能回復」を挙げており、被災者にとって住まいと生業（なりわい）の再生、そして医療や社会福祉施設の整備による安心した生活の実現が切実な要求であることが示されている。

- 2 被災地における復興の遅れの要因として、まず「人間復興」の理念の欠如を挙げなければならない。

関東大震災の際、経済学者の福田徳三は、「復興事業の第1は人間復興すなわち大災によって破壊された生存の機会の復興（生活、営業及び労働機会の復興）でなければならず、道路や建物はこの営生の機会を維持し擁護する道具立てに過ぎない」と主張した。震災によって生活基盤（住まい、なりわい、医療・社会福祉施設等）を奪い取られた被災者にとって生活基盤の回復なくしてその地域での生活を継続することはできず、したがってまた被災地のまちとしての機能も復活することはできない。そうである以上、住まいやなりわいのための事業施設は医療・社会福祉施設等とともに公共財としての性格を有するものであって、被災者は生活基盤の再建のために公的な補償を求める人権を有しているといわなければならない。そして、これを保障するのが、憲法25条、13条の理念に立つ社会国家の責務である。まさに、福田徳三が主張した人間復興の理念は普遍的な理念であって東日本大震災における復興においても基本的な原理とされなければならない。

しかるに、政府は「私有財産は自助努力が原則であり、私有財産に公費は投入しない」という阪神・淡路大震災の際に村山首相が宣言した私有財産自己責任論を維持し続けている。

その結果、住宅を自力で再建しようとする被災者に支給される被災者生活再建支援金は上限が300万円にとどめられ、多数の被災者が資金の手当ができず自宅の再建を諦めざるを得ない状況となっている。また、事業の再建についても、再建資金の4分の3を支援するグループ補助金制度が新設されてはいるものの、予算規模が小さく、また対象者が主として雇用経済規模の大きな地域の基幹産業とサプライチェーン上重要な企業等に限定されているため、多くの中小企業や個人事業者は事業の再建を希望しながら再建を断念せざるを得ない状況となっている。

そして、住宅や事業の再建を断念せざるを得ない結果、あるいは住まいや生業（なりわい）の再建の遅れや医療・社会福祉施設の再建の遅れから、被災者の中には住居や就

労働場所を求めあるいは生活に不可欠なサービスを求めて被災地を離れることを選択せざるを得ない状況が生まれている。

- 3 また、復興の遅れの要因として、自治体職員の不足と職務の過酷さをも指摘しておかなければならない。

被災地では平成の大合併によって職員が大幅に削減されており、また津波によって多くの職員の命が奪われている。それにもかかわらず、通常業務に加えて膨大な量の復旧・復興業務に従事しなければならず、中核都市なみの予算を300名から数百名の職員で執行している状況にある。しかも、復旧・復興業務は区画整理等未経験の業務や用地取得等極めて困難な業務を含み、住民からはその職務の迅速な遂行を強く求められている。

こうした中で、健康が破壊されて長期の療養を余儀なくされたり退職を決意せざるを得ない職員や、自ら命を絶つ職員さえ出現している。

- 4 以上述べた状況を改善することなしには、人間復興はありえず、また速やかな復興もありえない。したがって、国、県及び被災自治体は、人間復興の理念に基づき、早急に次の施策を講じるべきである。

- ① 被災者生活再建支援金を少なくとも500万円に増額し、支給対象を半壊世帯に拡充すること
- ② 生業（なりわい）の再建を希望する企業や事業主に対するグループ補助金を拡充・継続すること
- ③ 医療施設及び社会福祉施設の再建を早急に実現するとともに、医療費の一部負担金と介護利用料の免除制度を復活ないし継続し、その財政支援を行うこと
- ④ 自治体職員こそが復興事業の主たる担い手であることを認識し、その増員を図るとともに、自治体職員が健康に職務を遂行することができる環境の整備に取り組むこと

- 5 自由法曹団は、人間復興の理念と憲法の生存権・幸福追求権の理念に基づき、被災者本位の日も早い復興を実現するため、奮闘することを誓うものである。

2013年10月21日

自由法曹団 岩手・安比高原総会